

島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年1月20日付け産支第621号

(趣旨)

第1条 島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）
- (2) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）
- (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）
- (4) 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）

(補助の目的)

第3条 各地域の状況に応じて、環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(補助事業の対象及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表の定めるところにより予算の範囲内で交付する。

(事業実施等の手続き、事業実施状況の報告等、事業成果の評価等)

第5条 補助金の交付に当たり国実施要綱第5、第7及び第8に基づき手続きを行うものとする。ただし、事業実施計画、事業実施状況報告書及び事業評価報告書の提出期限は農林水産部長が別に通知する日までとする。

(流用の禁止)

第6条 補助金は、別表の区分欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による申請書は様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 事業実施主体は、第7条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第10条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、事前に様式第2号により知事にその旨を報告の上、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第11条 事業実施主体は、第8条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更等の承認)

第12条 規則第9条第1項の規定による申請書は、様式第4号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

2 事業実施主体は、別表の重要な変更の欄に掲げるもののほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 規則第9条第2項の規定による報告書は、様式第5号によるものとする。

5 前項のうち歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払請求)

第13条 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするとき、様式第6号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 事業実施主体は、交付決定があった年度の12月31日現在において、様式第7号により事業の遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると

認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15条 規則第10条に規定する実績報告は様式第8号によるものとし、提出の時期は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに前項の実績報告書に準ずる年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号により速やかに報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、知事が別に定める日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、知事が別に通知する日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17条 事業実施主体は、前条第1項の規定による額の確定の通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条の第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18条 知事は、第12条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

- (2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、法令、関係法令等又はこの要綱に基づく知事等の処分若しくは指示に違反した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の規定による補助金の返還については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 19 条 事業実施主体は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 20 条 規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する財産は、1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第 13 条第 2 項の知事が定める期間は、国規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第 7 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 8 条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(書類の提出部数及び経由機関)

- 第 21 条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、所管する隠岐支庁又は農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

(帳簿及び証拠書類)

- 第 22 条 事業実施主体は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物(以下「帳簿等」という。)を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第 20 条第 2 項に定める処分制限期間中、帳簿等に加え、様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 事業実施主体(市町村に限る)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金を交付する際に付すべき条件)

第 23 条 事業実施主体である市町村が更に市町村以外の間接補助金事業者に補助金を交付するときは、この要綱の第 6 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条まで、第 22 条並びに次の第 1 号から第 3 号まで及び次項の規定に準ずる条件をそれぞれ付さなければならない。

- (1) 国実施要綱、国交付要綱、国規則、規則及びこの要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数等に相当する期間(大蔵省令に期間の定めがない財産を除く。)においては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による間接補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

2 市町村は、市町村以外の間接補助金事業者に補助金を交付するときは、当該間接補助金事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助金事業者は、間接補助金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助金事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式第 3 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 20 日から施行する。

別表(第4条、第6条、第12条第1項及び第2項関係)

区分	経費	事業実施主体	交付率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 みどりの食料システム戦略緊急対策補助金	1 有機農業産地づくり推進緊急対策事業 国実施要綱に基づいて行う事業に要する経費の交付に要する経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	・市町村 ・市町村が参画する協議会	定額、2分の1以内 (機械リースについては2分の1とする。)	事業費又は補助金等の経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の30%を超える減
	2 グリーンな栽培体系への転換サポート 国実施要綱に基づいて行う事業に要する経費の交付に要する経費	・国実施要綱別記2の第2の1の要件を満たす協議会 ・国実施要綱別記2の第2の1のただし書きの要件を満たす市町村	定額		
	3 SDGs対応型施設園芸確立 国実施要綱に基づいて行う事業に要する経費の交付に要する経費 ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術の実証 オ 省エネ機器設備・資材の導入	国実施要綱別記3の第2の1の要件を満たす協議会	定額、2分の1以内 ア 定額 イ 定額 ウ 定額 エ 定額 オ 2分の1以内	事業費又は補助金等の経費の欄に掲げるウとオまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	4 バイオマス地産地消対策(機械導入) 国実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費	市町村又は民間団体等	2分の1以内		
2 みどりの食料システム戦略緊急対策補助金(施設整備)	5 バイオマス地産地消対策(施設整備) 国実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	市町村又は民間団体等	2分の1以内	事業費又は補助金等の経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 5 事業費又は補助金等の30%を超える減

(注)みどりの食料システム戦略緊急対策補助金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。